

## 入札説明書

道後保養所  
令和5年1月16日

契約名	国家公務員共済組合連合会道後保養所リネンサプライ業務
場所	松山市岩崎町1丁目7番37
契約期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

### 説明事項

#### 1. 入札について

- 1) 日 時: 令和5年2月7日(火) 14時
- 2) 場 所: 1階会議室
- 3) 注意事項

この契約の入札にあたっては、特に下記について十分注意されたい。

- (1) 仕様書、契約書(案)、競争契約入札心得及びこの入札説明書等をよく確認のうえ入札書を提出すること。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札書の宛名及び封書は別添の「入札書様式(書式1・2)」を参照すること。
- (4) 本人が参加できない場合は、必ず委任状を持参し、入札前に提出すること。
- (5) 入札保証金及び契約保証金はこれを免除する。
- (6) 入札金額は契約期間3か年の合計額とし、消費税及び地方消費税を除いた金額とすること。
- (7) 開札の結果、予定価格の範囲内の入札書がないときは、直ちに再度入札を行なう。再度入札とは、2回目以降の各回を含む意味につき、入札書の予備を用意すること。落札者のないときは、業者の組替えを行なう。
- (8) 無効入札のないよう留意すること。
  - ① 競争契約入札心得第7条に該当する者
  - ② 競争参加資格のない者のした入札
  - ③ 競争参加申込み及び資料において虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (9) 貸与した資料等は、入札15分前に担当職員に返納すること。

#### 2. 質疑応答

令和5年2月3日(金)午後3時まで道後保養所管理事務所にて受け付ける。なお、回答は適宜行なう。

以上

**国家公務員共済組合連合会道後保養所**

**令和5~7年度リネンサプライ・クリーニング業務仕様書**

**令和5年1月**

**国家公務員共済組合連合会 道後保養所**

## 仕様書(基本条件)

この仕様書は、国家公務員共済組合連合会 道後保養所 リネンサプライ業務委託について、必要な事項として下記のとおり定める。

### 1. 件 名

国家公務員共済組合連合会道後保養所 リネンサプライ業務委託

### 2. 業務委託場所

愛媛県松山市岩崎町1-7-37

国家公務員共済組合連合会 道後保養所(KKR道後 ゆづき)

### 3. 業務委託期間

令和5年4月1日より令和8年3月31日まで

### 4. 業務内容

#### (1)業務内容

道後保養所の指定する種類・数量を繊維の寸法・縫製及び縮率を考慮して別紙にあるリネン類を提供し、消耗度合により必要に応じて追加制作補充をする。なお、保険については免除する。

#### (2)納品・回収

道後保養所休業日以外毎日指定場所に委託業者による運搬・納品、回収。

#### (3)規格・数量

別紙

#### (4)作業人員

業務に必要な人員を配置して行う。

#### (5)業務の管理

リネンサプライ業務委託契約書に基づく。

検査・監督職員については別途通知する。

### 5. その他

本仕様書に記載なき事項に疑義が生じた場合は、両者で協議して決定するものとする。

6. 令和4年度4月～12月末日までの宿泊利用人員 10,164人  
客室稼働率 70.0%

平成30年度年間宿泊利用人員(コロナ前) 12,561人  
客室稼働率 66.1%

7. 客室数 合計23室 (洋室8室・和室2室・特別室1室(BT付)／和室12室(トイレ付)  
宿泊定員 74名

# 契 約 書 (案)

国家公務員共済組合連合会道後保養所(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)とは、次の条項により、宿泊リネン等の賃貸借契約を締結する。

## (信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

## (契約の目的)

第2条 乙は、別紙「仕様書」の記載物件(以下「賃貸借物件」という。)を甲に賃貸し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

## (納品場所等)

第3条 賃貸借物件の納品場所等は、次のとおりとする。

(1) 納品場所 KKR道後ゆづき内

(2) 賃貸借物件 別紙のとおり

## (契約期間)

第4条 契約期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## (契約単価)

第5条 契約単価は、別紙のとおりとする。

## (契約保証金)

第6条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

## (賃貸借物件の譲渡等の禁止)

第7条 甲は、賃貸借物件を他に譲渡し、第三者に使用させ、又はその他乙の所有権を侵害するような行為をしないものとする。

## (秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

## (監督)

第9条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員(以下「監督職員」という。)に賃貸借物件を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

## (事情変更)

第10条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して賃貸借の内容を変更し、又は賃貸借を一時

中止し、若しくは賃貸借の一部を打ち切ることができる。

- 2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約の定める条件が不適当と認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。
- 3 前2項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面により定めるものとする。

(賃貸借物件の保証等)

第11条 乙は、賃貸借物件の洗濯、補修、改造、仕上、ネーム記号等一切の作業を行うものとする。

- 2 乙は、賃貸借物件の汚れ、破損が著しいときは、賃貸借物件の入替えを行うなど誠意をもつて善処しなければならない。

- 3 前2項の場合によって生じる一切の費用は、乙の負担とする。

(代金の支払)

第12条 乙は、各月経過後、当該期間に係る完了した賃貸借に相当する契約金額の支払を甲に請求するものとする。

- 1 前項に規定する契約金額は、契約単価に数量を乗じた金額の合計額に消費税を加えた額とする。
- 2 甲は、乙から支払請求があったときは、正当と認められる支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(賃貸借物件の善管注意義務)

第13条 甲は、賃貸借物件を善良なる管理者の注意をもって使用管理しなければならない。

- 2 甲は、賃貸借物件を毀損するなど賃貸借物件の現状を変更するような行為をしてはならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、自己の都合により、乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。

- 3 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額に消費税を加えた金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、第10条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合、又は、前条第2項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、乙は、甲

に対して既に経過した期間における賃貸借の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第12条の規定を準用するものとする。

- 2 甲は、前条第2項の規定により契約を解除した場合は、乙に損害賠償を請求できるものとする。
- 3 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。
- 4 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。
- 5 第2項又は第3項に規定する損害賠償の額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項又は内容に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和5年4月1日

甲 松山市岩崎町1丁目7番37号  
国家公務員共済組合連合会 道後保養所  
支配人 小林正彦

乙

# 競争契約入札心得

国家公務員共済組合連合会

道後保養所

## (目的)

第1条 本心得は、国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)が行う一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)において、入札者が守らなければならない事項を定めることを目的とします。

## (入札保証金及び契約保証金)

第2条 入札保証金及び契約保証金の納付は、これを免除します。

## (入札等)

第3条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び現場を熟観のうえ入札して下さい。この場合これらの書類その他について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることが出来ます。

- (2) 入札書は、別紙書式1により作成し、封をしたうえ、入札者の氏名を表記して、公告又は指名通知に示した場所及び日時までに差し入れなければなりません。
- (3) 入札者は、代理人(入札参加者)により作成された入札書を伝達する使者は含まない。)をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札前に必ずその委任状を契約担当者に提出しなければなりません。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理人を兼ねることはできません。
- (5) 入札者は、一旦入札書を提出した後は開札の前後を問わず、これを引換え、変更し、又は取り消しをすることができません。

## (入札書の記載金額)

第4条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

## (競争の取り止め等)

第5条 入札者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、競争を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を競争に参加させず、又は競争入札の執行を延期、若しくは競争入札を取り止めることができます。

## (開札)

**第6条** 開札は、公告又は指名通知で示した場所及び日時に入札者を立ち会わせて、その面前で行います。

(入札の無効)

**第7条** 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 連合会の定めた競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 記名、押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等で意思表示の内容が不明瞭な入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札、又は妨害行為を行った者の入札
- (7) 入札保証金又はこれに代る担保を納付又は提供しない者の入札
- (8) 同一の競争入札について、他の入札者の代理人を兼ね、又は2以上の入札書を差し入れた者の入札
- (9) その他連合会が定めた競争入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

**第8条** 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、次の各号の一に該当すると認められるときは、最低の入札者を落札者としないことがあります。

- (1) 落札者となるべき者の入札価格が著しく低いため、その価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないと認められたとき。
- (2) 落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるて著しく不適当であると認められるとき。
- (3) 本文、ただし書を適用した場合においては、除外した者を除き予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(再度入札)

**第9条** 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札者がないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、再度入札とは、2回目以降の各回を含む意味につき入札書の予備を用意して下さい。

落札者のないときは、指名替えのうえ、再入札を行います。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

**第10条** 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

(契約書等の提出)

**第11条** 落札者は、落札決定の日から7日以内に別に定める契約書を提出して下さい。

(2) 落札者が前号の期間内に契約書に記名押印して提出しないときは、その者は落札者としないこととします。この場合においてその者の納付又は提供した契約保証金の返還請求権は消滅したものとします。

(契約保証人)

**第12条** 落札者は、当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払の担保及び自己に代わって自ら債務の履行を保証する適当な保証人を立てなければなりません。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

(2) 前号の保証人の選定については、契約担当者の承諾を得なければなりません。

(異議の申立)

**第13条** 入札参加者又は入札者は、入札後においてはこの心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等について、不明なことを理由に異議を申し立てることはできません。

(諸書類の返還)

**第14条** 入札のために貸与した仕様書、説明書、図面等は、入札に先立って契約担当者に返還して下さい。

# 一般競争参加申請書

令和5年1月 日

国家公務員共済組合連合会

道後保養所

(KKR道後ゆづき)

支配人 小林 正彦 様

申請者

住所	
称号又は 名称	
代表者 氏名	印

下記の一般競争入札に係る入札の申請をいたします。

なお、本公告に基づき契約を締結・履行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを誓約いたします。

後日誓約内容に違反する事実が判明した場合にはいかなる措置を受けても異存ありません。

記

1 公告年月日 令和5年1月16日～令和5年1月31日

2 契約名 KKR道後ゆづきリネンサプライ業務委託契約

3 履行場所 KKR道後ゆづき（国家公務員共済組合連合会 道後保養所）

4 契約期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(書式 1)

## 入札書

1. 契約の目的 令和 5~7 年度リネンサプライ (3 年間)

2. 入札金額

千	百	拾	万	千	百	拾	円

品目	単価	予定数量	金額
シーツ(S)		28,200	
シーツ(D)		23,400	
掛カバー		27,000	
枕カバー		39,000	
浴衣		36,000	
バスタオル		40,500	
バスマット		2,100	

競争入札心得及び仕様書を承諾のうえ、上記のとおり入札いたします。  
なお、入札金額には、消費税額及び地方消費税額は含みません。

令和 5 年 2 月 7 日

国家公務員共済組合連合会

道後保養所 支配人 小林 正彦 殿

競争参加者

住所

氏名

又は

会社名・代表者氏名

印

代理人氏名

印

(書式 2)

(表)

契約の目的宿泊リネン等サプライ
※
國家公務員共済組合連合会
道後保養所 支配人 小林正彦 殿
必ず社名を記載すること

(裏)

印
印
印

# 入札書

1 契約の目的 令和5~7年度リネンサプライ (3年間)

2 入札金額

千	百	拾	万	千	百	拾	円

品目	単価	予定数量	金額
シーツ(S)		28,200	
シーツ(D)		23,400	
掛カバー		27,000	
枕カバー		39,000	
浴衣		36,000	
バスタオル		40,500	
バスマット		2,100	

競争入札心得及び仕様書を承諾のうえ、上記のとおり入札いたします。  
なお、入札金額には、消費税額及び地方消費税額は含みません。

令和5年2月7日

国家公務員共済組合連合会  
道後保養所 支配人 小林 正彦 殿

競争参加者

住 所

氏 名

又は

会社名・代表者氏名

印

代理人氏名

印

# 委任状

令和5年2月7日

国家公務員共済組合連合会

道後保養所 支配人 小林 正彦 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名 印

代理人 役職名

氏 名 印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項についての権限を委任します。

記

契約の目的 令和5~7年度リネンサプライ (3年間)

(委任事項) 上記に関し、入札書及び見積書を提出する一切の権限

(以 上)